

# 令和2年度富士市中小企業者温暖化対策事業費補助金を使って

## 省エネ・節電改修をしましょう

第1版

### 補助金額

事業内容	補助金額
市補助金単独	総経費の4分の1、CO <sub>2</sub> 削減量1kg当たり100円を乗じて得た額または75万円のいずれか少ない額（千円未満切捨て） ※LEDは上で算出した金額に0.8を乗じる。
県・国補助金併用	総経費の10分の1、CO <sub>2</sub> 削減量1kg当たり100円を乗じて得た額または300万円のいずれか少ない額（千円未満切捨て） ※LEDは上で算出した金額に0.8を乗じる。

### 補助対象者

○市税を完納している中小企業者（大企業の子会社を除く。）、中小企業団体及び中小企業者が主たる構成員である公共的団体（構成員が業として利用する施設又は設備を整備する場合）であって、最新の貸借対照表及び損益計算書を提出できる事業者に限ります。

4ページ目に補助対象者の詳細を記載しました。

### 補助対象事業

富士市環境アドバイザー又は国の省エネ診断を受診し、必要とされる省エネ改修工事であって、次の(1)(2)のいずれかに当てはまる事業が対象です。

- (1)事業所の温室効果ガス総排出量を10パーセント以上、又は5トン以上削減する事業
- (2)富士市環境エネルギー推進協議会が推奨する機器を導入する事業

※(1)の条件を満たしていなくても、導入機器に(2)が含まれていれば補助対象事業となります。

### 補助対象となる機器の例

設備更新が補助対象ですが、設備更新と同時に実施する場合に限り、運用改善も補助対象事業となります。省エネ型と次世代型の取り扱いの違いなどは、本パンフレット4ページをご覧ください。また、下の表は対象設備の一部を例示したものですので、詳しくはお問い合わせください。

	設備更新		運用改善の例
	省エネ型の例	次世代型の例	
照明	<b>高効率照明</b> 100lm/W以上	光ダクト、光パイプ、光ファイバー等、自然光を屋内に引き込む設備であって、対象となる部分の照明負荷を30%以上低減するもの	ライトシェルフ、タスク・アンビエント照明方式、入退室連動スイッチ、調光システム
空調	<b>空調機</b> グリーン購入基準達成	<b>空調機</b> 排熱等利用型吸収冷温水器 デシカント空気調和システム 等	断熱塗料、Low-Eガラス、断熱フィルム、複層ガラス、断熱サッシ、熱線反射ガラス、熱線吸収ガラス、日射調整フィルム、エアカーテン、全熱交換器
熱利用	<b>貫流ボイラ</b> 0.5t/h以上 効率98%以上 0.5t/h未満 効率96%以上 他のボイラはお問い合わせ下さい。	未利用エネルギー	エアプレヒーター、エコノマイザー、ドレン改修、複数台制御
その他	<b>アモルファス変圧器</b> <b>コージェネレーションシステム</b> <b>高効率電動機</b> 等	<b>天然ガスコージェネレーションシステム</b>	デマンドコントローラー、インバーターなどを用いた回転数の制御

## 省エネ診断の意味・意義

エネルギーの効率利用をすすめるには、単発的な機器更新も大切なことですが、エネルギー消費全体を把握し、機器の運用を含め、計画的・継続的に改善することが最も重要となります。このため、本補助制度では体制を整える最初の一步として、省エネルギー診断の受診を義務とさせていただきます。

富士市では、省エネルギー診断を小規模な事業者でも簡易的に省エネルギー診断を受けることができるよう、小規模事業者向けの省エネ診断を行う体制を確立していますので、ぜひご活用ください。また、大規模な事業者については、国でも無料で実施しておりますので、ご活用いただければと思います。

なお、省エネルギー診断の受診は無料ですし、受診後の機器更新は義務ではないため、診断結果を見たうえで、省エネルギー改修の実施を判断することができます。逆に、LED 照明など導入を決めている場合にも、受けてみることで、導入後の効果や運用面でのアドバイスを受けることができますし、他にも投資価値のある対策が見つかるかもしれません。

## 省エネ診断申し込み先（診断費用は無料です。）

申込先に迷う場合は、富士市役所環境総務課までご相談ください。

### ○小規模な事務所や店舗

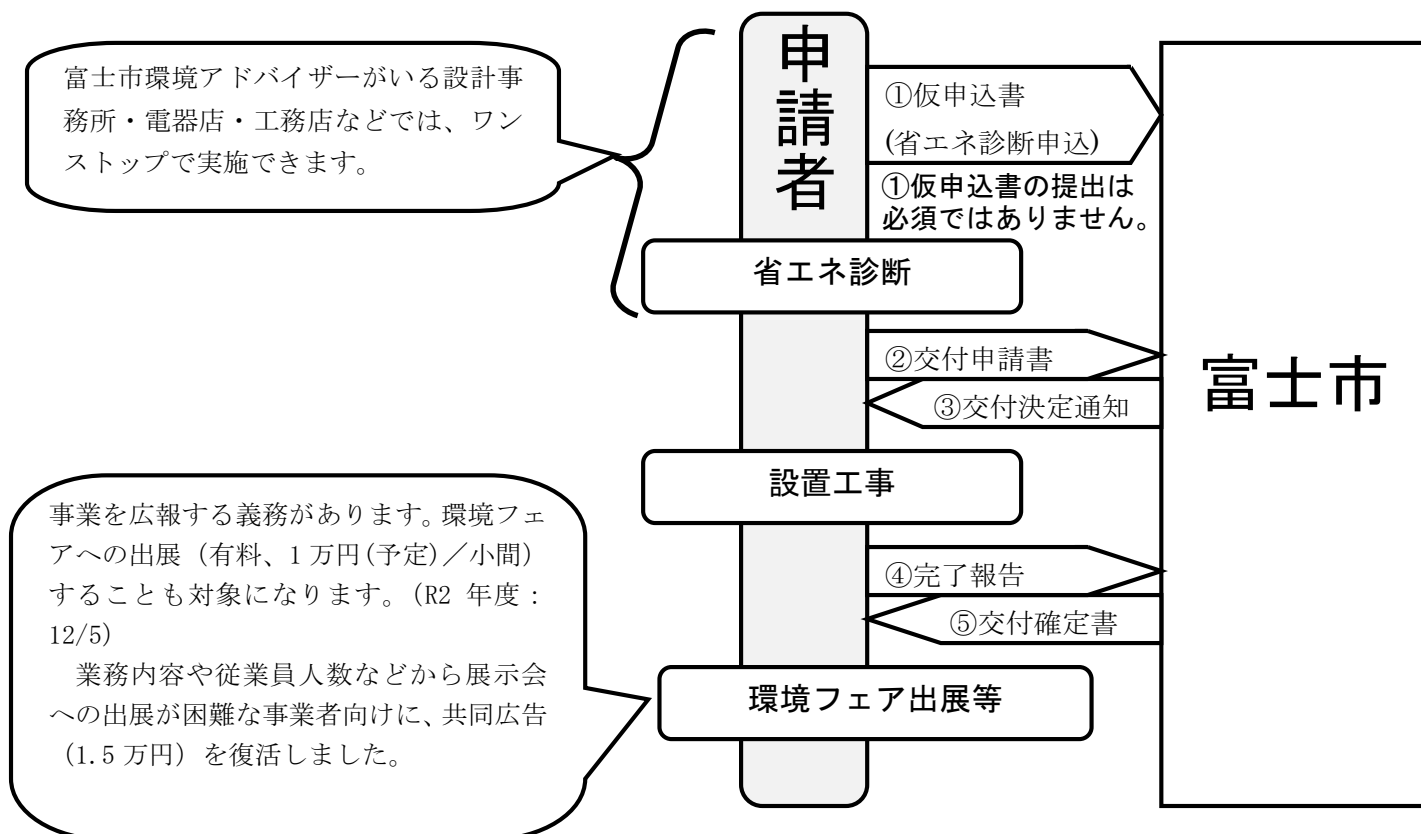
**富士市**（年間 25 件程度） 申込先：富士市役所環境総務課（電話 0545-55-2902）

### ○業種問わず・比較的大きな規模（年間エネルギーコストが概ね 800 万円以上）

**国** 申込先：財団法人省エネルギーセンター 診断指導部（電話 03-5439-9732）

## 申請手続きの流れ（市の補助金のみで実施する場合）

※ 着工済み事業、リース事業、小切手による支払いを伴う事業については補助対象外です。



※展示会がなくとも環境アドバイザーはいつも最適な提案をします。あくまで最適な提案を行うインセンティブが働くため、発注者として安心感があるということです。

## <仮申込書の提出書類>

○仮申込書（様式 WEBサイト又は環境総務課にて配布）

事業概要欄に、設置機器の概要や金額を記入してください。

(1)国・県への補助金交付申請書又は省エネ診断の申込書の写し（市への申し込みの場合は不要）

## <交付申請書の提出書類>

○交付申請書（様式 WEBサイト又は環境総務課にて配布）

(1) 事業計画書（様式 WEBサイト又は環境総務課にて配布）

(2) 見積書の写し

(3) 機器等の形状、規格等を説明できる資料

(4) 収支予算書（様式 WEBサイト又は環境総務課にて配布）

(5) 市税完納証明書（市役所 3階収納課）

（取得後2ヶ月以内のもの）

(6) 【法人】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、【その他】住民票

（取得後2ヶ月以内のもの）

(7) 省エネルギー診断の結果書

(8) 健全経営に関する覚書

(9) 最新年度の貸借対照表及び損益計算書※

(10) クールチョイス賛同書（既に賛同済みの方は提出不要）

※青色申告を行っている場合は、最新年度の確定申告書に付した貸借対照表及び損益計算書の写し、それ以外の場合は、現時点の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。（作成に当たっては税理士などの指導を受けることをお勧めします。）

## <完了報告書の提出書類>

○完了報告書（様式 交付決定通知に同封）

(1) 領収書及び請求内訳書の写し

(2) 前後の写真

(3) 請求書（様式 交付決定通知に同封）

## <その他>

補助を受けた事業者の義務として次の条件があります。

(1) 法定耐用年数内は善管義務があります。

(2) 今回の事業を広く周知する義務があります。

→補助金を受けた方は、本事業の広報事業を実施してください。（経費申請者負担）

富士市環境フェアへの出展も対象となりますので、ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、環境総務課までお問合せください。

第14回富士市環境フェア

開催日 令和2年12月5日(土)

出展料 1万円/小間(予定)

※富士市環境フェアへの出展を選択する場合、9月までに竣工したものはその年度、それ以降は翌年度になります。

<市民への周知として認められている手段>

a 富士市環境フェアへの出展

b 環境総務課長が指定する共同広告への出稿

c 発行部数が2万を越える日刊新聞紙への掲載（補助事業概要、施工者及び省エネルギー診断者を掲載し、かつ掲載面積は189.5平方センチメートル以上とする。）

d 視聴可能世帯が10万世帯を超えるテレビジョン放送への、累積2分間以上の放送（補助事業概要、施工者及び省エネルギー診断者を掲載すること。）

## 補助対象者の詳細

市税を完納している中小企業者※（大企業の子会社を除く。）、中小企業団体及び中小企業者が主たる構成員である公共的団体（構成員が業として利用する施設又は設備を整備する場合）であって、最新の貸借対照表及び損益計算書を提出できる事業者に限ります。

### 中小企業者の定義

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	三億円以下	三百人以下
卸売業に属する事業	一億円以下	百人以下
サービス業に属する事業	五千万円以下	百人以下
小売業に属する事業	五千万円以下	五十人以下

※資本金・従業員のいずれかが下回ると中小企業となります。

### 大企業の子会社の定義

中小企業の定義に当てはまらない事業者が、資本又は役員の過半数を占めている事業者

#### (特記事項)

- (1) 中小企業者には、個人事業主を含みます。
- (2) 医療法人、学校法人及び社会福祉法人については、サービス業として扱います。（補助金の重複受給に気をつけてください。）
- (3) 機器を長期間にわたり利用することで地球温暖化対策となりますので、最低限の経営審査を行います。  
このため、債務超過・自己資本比率 5%未滿かつ営業損失を生じている事業者は対象外となりますが、「有資格者からの所見と署名がある」又は「営業損失額がエネルギー費用の 20%以内」の場合は対象となります。

## 省エネ型機器・次世代型機器・推奨機器の区分について

省エネ型機器、次世代型機器、推奨機器によって、補助事業上の取り扱いが異なります。次の表を参考にしてください。

省エネ型機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所全体の省エネルギー診断が必要</li> <li>○温室効果ガス 10%又は年間 5 トン以上の削減が必要</li> <li>○改修が対象（新設は対象外）</li> </ul>
次世代型機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>次世代型機器にかかわる部分のみ</u>の省エネルギー診断が必要</li> <li>○温室効果ガス 10%又は年間 5 トン以上の削減が必要</li> <li>○<u>改修・新設</u>が対象</li> </ul>
推奨機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>推奨機器にかかわる部分のみ</u>の省エネルギー診断が必要</li> <li>○温室効果ガス削減量に<u>基準はない</u>。</li> <li>○<u>改修・新設</u>が対象</li> </ul>

次世代型機器の新設：省エネルギー診断に係る部分について、設置前と設置後で削減されている必要がある。

推奨機器の新設：みなし削減量を用いることで、設置前との比較を行う必要がない。

省エネ型機器・次世代型機器の基準は WEB サイトで公表しています。（省エネ診断指針 別紙 1）

富士市環境エネルギー推進協議会：<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0901/fmervo00000047u7.html>

問い合わせ先 富士市役所 環境総務課 環境政策担当  
電話 55-2902 FAX 51-0522

富士市中小企業者温暖化対策事業費補助金交付申請書

令和2年 4月 6日

（あて先）富士市長

住 所 富士市永田町1-100  
氏 名 富士山工業株式会社 ⑩  
申請者 代表取締役 富士山 太郎  
担 当 施設課 富士山 次朗  
電話番号 55-2902

富士市中小企業者温暖化対策事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助事業費	3,456	補助事業費は、見積書の税込み金額を記載してください。
交付申請額	750,000 円	

事業完了後の広報方法について

富士市環境フェアへのブース出展（令和2年12月 5日）  
有料 1万円/小間（予定）

共同広告  
有料 1.5万円（予定）

その他の広告内容

〔 内容 〕

# コンプレッサーを導入する場合の事業計画書記入例

第2号様式（第5条関係）

## 事業計画書

事業所の名称	富士山工業株式会社		
設置場所	富士市永田町1-100		
業種	製造業		
事業の概要	レシプロコンプレッサーを高効率のインバーター付スクリーコンプレッサーに更新する。		
事業費	総額	3,456,000	円
	補助対象経費	3,200,000	円
	算出根拠 見積のとおり		
施設又は設備の概要	名称	高効率コンプレッサー	
	種類	省エネルギー	
	効果	年間68,500 kWhの削減を予定	
	法定耐用年数	12年	
温室効果ガス総排出量	事業実施前	事業実施後	削減量
	142,000 kg/年	73,500 kg/年	68,500 kg/年 (削減率 48.2%)
事業期間	着工予定日	令和2年	7月20日
	完了予定日	令和2年	7月30日
備考	省エネルギー診断結果書から転記してください。		

消費税は補助対象経費から除外してください。

省エネルギー診断結果書から転記してください。

# 記入例

収支予算書

		4～6月	7～9月	10月～12月	1～3月	小計
収入	自己資金	0	706,000	0	0	706,000
	借入金 ( 富士市銀行 )	0	2,000,000	0	0	2,000,000
	富士市補助金	0	750,000	0	0	750,000
	その他収入 ( )	0	0	0	0	0
	収入	0	3,456,000	0	0	3,456,000
支出	支出	0	3,456,000	0	0	3,456,000

支出予算書

費目	事業に要する経費		補助対象経費		補助率	補助金申請額	備考
	金額	説明	金額	説明			
本工事費	60,000	配管工事材料	60,000	配管工事材料	限度額	温室効果ガス削減量による補助金額 68,500kg×100円 =6,850,000円 対象経費の4分の1 3,200,000円÷4 =800,000円 限度額 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">750,000円</span>	
	240,000	電気工事材料	240,000	電気工事材料			
付帯工事費							
機械器具費	2,900,000	高効率コンプレッサー	2,900,000	高効率コンプレッサー			
測量及び試験費							
事務費・業務費	0		0				
合計	3,200,000		3,200,000			750,000	
消費税	256,000		0			0	
総計	3,456,000		3,200,000			750,000	